

旧	新
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038            沿革 平成 14 年 10 月 1 日 一部改正            平成 15 年 9 月 24 日 一部改正            平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（増資に係る保険契約の取扱い）</p> <p>第6条 海外投資（株式等）保険約款により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 既に締結されている保険契約（以下「増資前保険契約」という。）と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法</p> <p>二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法</p> <p>三 増資前保険契約を解除し、当該増資後の総投資額について新たな保険契約を締結する方法</p> <p>2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合には、第11条の規定にかかわらず、保険期間の最短</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038            沿革 平成 14 年 10 月 1 日 一部改正            平成 15 年 9 月 24 日 一部改正            平成 17 年 3 月 29 日 一部改正  <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（増資に係る保険契約の取扱い）</p> <p>第6条 海外投資（株式等）保険約款により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 既に締結されている保険契約（以下「増資前保険契約」という。）と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法</p> <p>二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法</p> <p>三 増資前保険契約を解除し、当該増資後の総投資額について新たな保険契約を締結する方法</p> <p>2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合には、第11条の規定にかかわらず、保険期間の最短</p>

限度は増資前保険契約の残存期間（1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。）と3年のどちらか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

第7条～第10条（略）

（保険期間）

第11条 海外投資（信用危険）に係る保険期間は10年以内とする。ただし、当該被保険投資の相手方がその事業の操業を開始するまでに相当の期間を要すると認められるときは、10年にその事業の操業を開始するまでに要する期間以内において日本貿易保険が定める期間を加えた期間とする。

2 海外投資保険の保険期間の最短限度は、3年とするものとする。また、保険期間満了後の延長に関しては1年間を単位とする保険期間の延長を認める。なお、保険期間の再延長も認める。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあたっては、この限りではない。

以下略

限度は増資前保険契約の残存期間（1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。）と2年のどちらか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

第7条～第10条（略）

（保険期間）

第11条 海外投資（信用危険）に係る保険期間は10年以内とする。ただし、当該被保険投資の相手方がその事業の操業を開始するまでに相当の期間を要すると認められるときは、10年にその事業の操業を開始するまでに要する期間以内において日本貿易保険が定める期間を加えた期間とする。

2 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、保険期間満了後の延長に関しては1年間を単位とする保険期間の延長を認める。なお、保険期間の再延長も認める。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあたっては、この限りではない。

以下略

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。